

ドローンのレベル4飛行の実現に向けた 制度整備等の状況

国土交通省 航空局
次世代航空モビリティ企画室
令和4年3月29日

1. 許可・承認 制度創設

2015年9月公布
2015年12月施行済

- ① 一定の空域（空港周辺、**高度150m以上**、**人口集中地区上空**）
 - ② 一定の飛行方法（夜間飛行、目視外飛行等）
- で無人航空機を飛行させる場合は飛行毎に**国土交通大臣の許可・承認が必要**

2. 登録制度創設

2020年6月公布
2022年6月施行
(2021年12月20日
より事前登録開始)

- ◆ 無人航空機を飛行させる場合は**所有者等の登録と登録記号の表示が必要**
- ◆ 登録記号の表示の方法として**リモートIDの搭載も原則義務づけ**
※ **リモートID不要のもの**… ・事前に届出した**特定空域での飛行**（例：ラジコン等）
・施行前に登録した機体 等
※あわせて規制対象機体を拡大（200g超⇒100g超）

3. 機体認証・ 技能証明制度 等創設 (レベル4飛行実現)

2021年6月公布
2022年12月までに施行

- ◆ **機体認証**（新設）、**技能証明**（新設）を得て、**運航ルール**（拡充）を遵守し、**国土交通大臣の許可・承認**を得れば**レベル4飛行可能**
- ◆ レベル4以外の飛行（1①・②）は、**機体認証、技能証明**を得て、**運航ルール**を遵守すれば、原則として**許可・承認なく飛行可能**
※ レベル4以外の飛行は、機体認証・技能証明は必須ではなく、現行どおり許可・承認により飛行可能

背景・課題

- 現行では飛行を認めていない「**有人地帯（第三者上空）での補助者なし目視外飛行**」（レベル4）を2022年度を**目途に実現**する目標が成長戦略実行計画に明記。
- 第三者の上空を飛行することができるよう、**飛行の安全を厳格に担保する仕組み**が必要。
- 利用者利便の向上のため、その他の飛行についても**規制を合理化・簡略化**する必要。

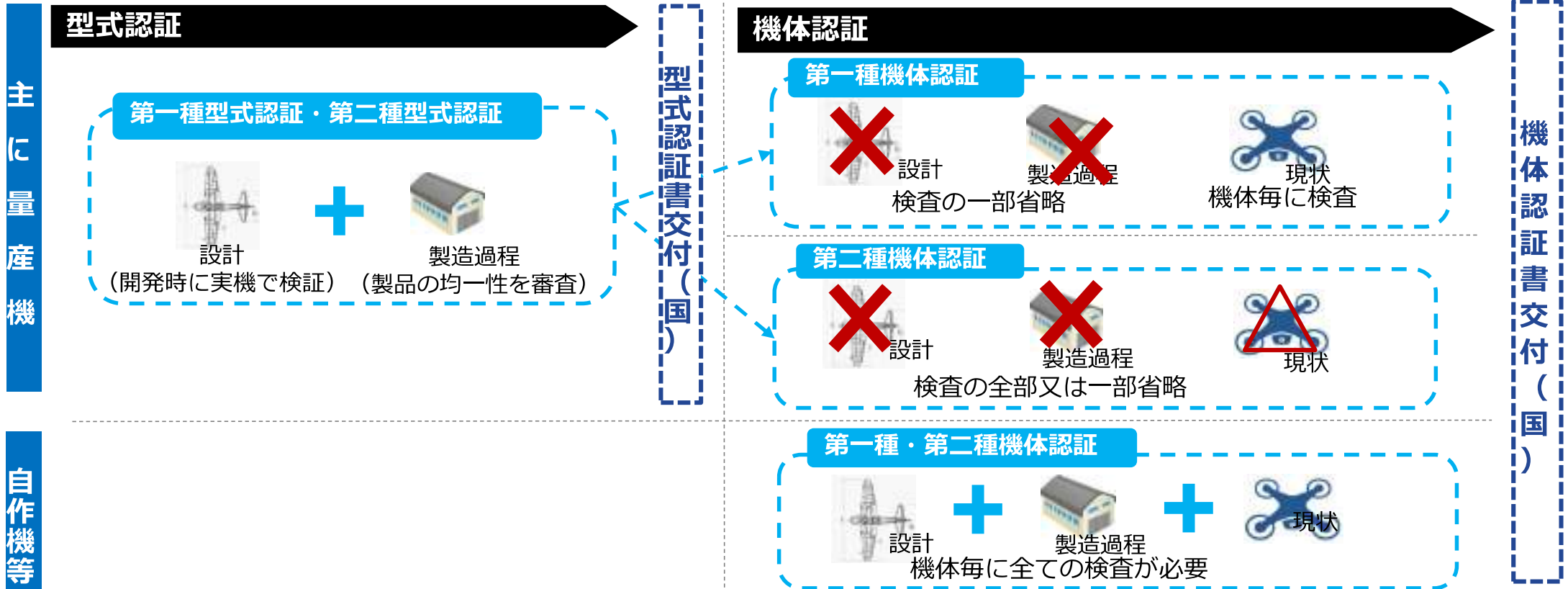


レベル4 実現に向けた制度整備／許可・承認の合理化・簡略化

現行制度：①一定の空域（空港周辺、高度150m以上、人口密集地域上空）、②一定の飛行方法（夜間飛行、目視外飛行等）で無人航空機を飛行させる場合は飛行毎に国土交通大臣の許可・承認が必要

飛行の態様	現行法の取り扱い	改正後	
「第三者上空」での飛行 (レベル4に該当)	飛行不可	新たに飛行可能 (飛行毎の許可・承認※) ※運航管理方法等を確認	①機体認証（新設）を受けた機体を、 ②技能証明（新設）を有する者が操縦し、 ③運航ルール（拡充）に従う
「第三者上空」以外で 上記①、②に該当する飛行	飛行毎の許可・承認	原則として飛行毎の 許可・承認は不要 ※一部の飛行類型は、飛行毎に運航管理方法等に係る許可・承認が必要 ※機体認証・技能証明を取得せずに、従来通り飛行毎の許可・承認を得て飛行することも可 ※飛行経路下への第三者の立入り管理等を実施	
これら以外の飛行	手続き不要	手続き不要	

- 無人航空機の安全基準への適合性（設計、製造過程、現状）について検査する機体認証制度を創設
- 型式認証を受けた機体（主に量産機）については、機体毎に行う機体認証の際の検査の全部又は一部を省略
- 機体認証及び型式認証は、第一種（レベル4相当）と第二種に区分



※ 第一種については当面国が、第二種については基本的に登録検査機関が検査事務を実施

- 制度開始後、直ちに都市部上空飛行を行う機体が製造されることは想定されず、まずは過疎地や山間部など地方部での物流等リスクの低いエリアから地道に実績を積み上げていくものと想定。
- 上記想定の下、安全基準の検討段階から機体メーカー等と情報を共有し、レベル4飛行用の機体が同時進行で開発され、新制度施行後、速やかに実用化されるようにする。

- 無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力を有することを証明する制度（技能証明制度）を創設
- 技能証明は、一等（レベル4相当）及び二等に区分
- 技能証明の試験は、国が指定する者（指定試験機関）が行う。国の登録を受けた講習機関（登録講習機関）の講習を修了した場合は学科・実地試験の全部又は一部を免除
- 技能証明の有効期間は3年とし、更新の際は登録更新講習機関が実施する講習を修了しなければならない。

講習 <登録講習機関が実施>

ドローンの飛行に関する知識や操縦方法等の講習



- 民間のドローンスクール（約1,200程度）のうち、要件を満たすものを登録
- 資格区分に応じ、**1等（レベル4相当）及び2等の2種類の登録**

試験 <指定試験機関が実施>

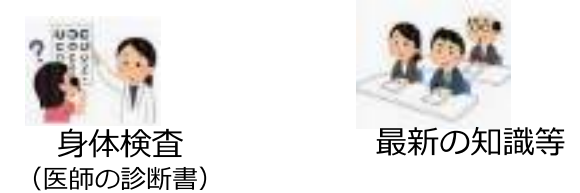
学科及び実地試験の全部又は一部免除



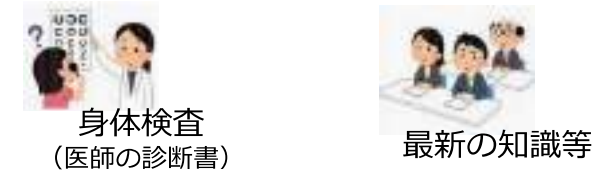
全国で**1法人を指定**することを想定

更新（3年毎） <登録更新講習機関が実施>

ドローンの飛行に関する最新の知識等の講習



ドローンの飛行に関する最新の知識等の講習



技能証明書交付（国）

スクールを活用

直接試験

それぞれの登録講習機関となるために必要な要件（実習空域、実習機、設備、教材、講師）を策定し、既存のドローンスクール（現在、全国約1,300程度存在）が、それぞれの能力に応じた登録を受けられるよう準備。

無人航空機を安全に利用するために必要な運航ルールを創設するとともに、運用形態に応じた運航管理体制を個別に確認

運航ルール

飛行計画の通報

飛行毎に飛行の日時、経路、高度等の情報を通報



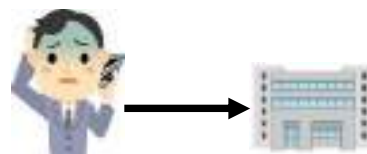
飛行日誌の作成

飛行場所、飛行時間、整備状況等の情報を日誌に記載



事故報告の義務

すべての操縦者は人の死傷、物件の損壊、航空機との衝突等の事故が発生した場合に国土交通大臣に報告



救護義務

すべての操縦者は、自身が操縦する無人航空機によって人が負傷した場合に、その負傷者を救護



飛行の許可・承認申請時に必要となる運航管理体制

基本的な安全確保の措置内容に加え、以下の点を確認。

運用形態に応じた安全対策

飛行ルートの特定の有無等の運用形態に応じた体制の構築、飛行マニュアルの整備・遵守



(※) レベル4 飛行については、別途、保険への加入を条件化することを検討